

# 速度取締指針

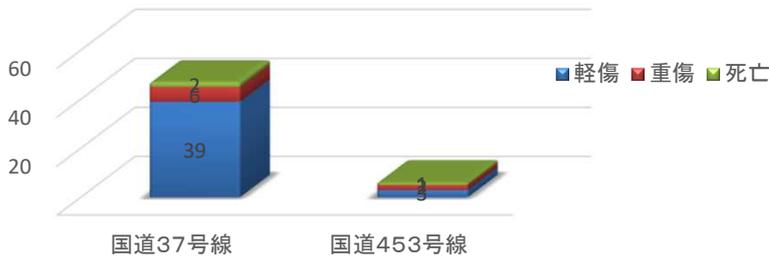
## 伊達警察署の速度取締りの重点(11月～4月)

路線	時間帯	地域	規制速度
国道37号線	午前7時～午後8時	市街地及び郊外	指定速度(50Km/h)
国道453号線	午前6時～午前9時	郊外	法定速度(60Km/h)

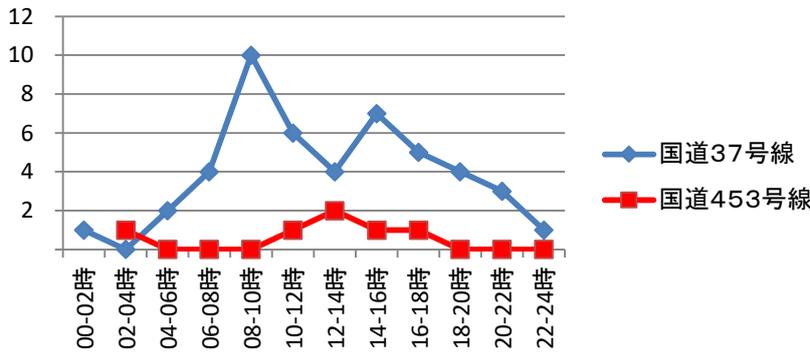
重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

## 伊達警察署管内の交通事故実態等

路線別人員事故発生状況(過去5年・11月～4月)



- 過去5年の人身事故発生を路線別に比較する
- 過去5年の死亡・重傷事故の割合は国道45



- 過去5年の路線別発生時間帯を見ると、国道37
- 国道453号は日中時間帯が多く、速度超過・

### ～伊達警察署管内における令和6年中の人身事故発生状況～

- 発生件数は50件であり、死傷者は65名であった。(11月7日現在)
- 国道37号は人身・物件事故が例年と比べて、大幅に減少しており、市内方向に進行する車両の速

## その他の交通指導取締りの要点

交差点における一時停止違反及び歩行者妨害等の交通取締りを強化する。

## 令和5年11月から令和6年4月までの速度取締りの重点と取組状

路線	時間帯	地域	規制速度	人身事故件数	件数増減
国道37号線	午前7時～午後8時	市街地及び郊外	指定速度(50km/h)	1	-14
国道453号線	午前6時～午前9時	郊外	法定速度(60km/h)	1	-3

※ 件数増減については前年同期比